

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人笹桐福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給ものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員等に対しては、報酬等を支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
  - (3) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬・・・該当なし
  - (2) 賞与・・・該当なし
  - (3) 退職慰労金・・・該当なし
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会へ出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

## (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

## (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2（常勤の理事の賞与・退職金算定式）

6月の賞与	無報酬
12月の賞与	無報酬
退職金算定式	無報酬

別表第3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	7000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円

別表第4（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円